

本山町農業委員の募集

[2024年7月3日]

本町農業委員の任期が令和6年7月9日をもって改選となり、6月末現在で1名、欠員となっていることから農業委員会等に関する法律に基づき、「農業委員」を募集します。

対象者

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者

※原則として、委員の過半数は認定農業者でなければならないとされ、また農業者以外の中立的な立場の委員を1人以上任命すること、年齢・性別に隔たりが生じないよう青年・女性の登用を積極的に行うこととされています。

募集人数

1人

応募資格

次のいずれかに該当する方は応募できません。

- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・本山町の常勤職員

応募方法

- ・本山町に住所を有する農業者からの推薦(推薦者3人以上)[個人推薦]
- ・農業者が組織する団体その他団体からの推薦[団体等推薦]
- ・一般募集[自ら応募]

※規定の様式に必要書類を添えて、本山町役場まちづくり推進課へ提出してください。規定の様式は、本山町役場まちづくり推進課で用意しています。また、ホームページに掲載しています。

応募受付期間

令和 6 年 7 月 3 日(水)から令和 6 年 8 月 9 日(金)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

8 時 30 分から 17 時 15 分まで

応募状況の公表

応募受付期間中(令和 6 年 7 月 25 日頃)及び期間終了後ホームページで公表します。

詳しい内容は次のとおりです。

推薦を受けた者及び応募した者の氏名、職業、年齢、性別

選任の方法

本山町農業委員候補者評価委員会を開催し、提出された推薦書・応募書の内容及び本山町の農業の発展に資する方であるか、農地利用の最適化の推進に熱意をもって活動できる方であるかを総合的に審査し、農業委員候補者を決定します。当該候補者について、町議会の同意を得た上で農業委員として任命します。

主な業務

- ・総会議案審議、現地調査等
- ・農業者年金加入推進等
- ・農地利用の最適化
- ・農地賃借料情報の提供
- ・家族経営協定推進
- ・農業経営継承の支援
- ・農業委員会活動情報の公表
- ・意見の提出
- ・町全域の現場活動
- ・農家相談
- ・総会、各種会議、研修会等への出席

任期

3 年間(任命された日から令和 9 年 7 月 9 日)

身分

農業委員の身分は非常勤特別職になります。

報酬

農業委員の報酬は年額 140,000 円